

植民地朝鮮における日本人大地主と河川水利用秩序の改編－參

禮伊藤農場の事例－*

松本武祝**

【국문초록】

러일전쟁 이후 만경강 右岸의 평야지대에서 일본인에 의한 토지 집적이 진행되었다. 伊藤長兵衛 (伊藤農場)도 그 가운데 한 명이었는데, 여타 일본인 지주와는 달리 재래 수리 시설이 발달하고 수도생산성이 상대적으로 높았던 봉동, 삼례 지역에서 토지를 집적하고 있었다. 이 지역보다 하천 하류 유역에서는 일본인 대지주들의 주도로 수도생산력의 신장(=소작료 수입의 증대)을 목표로 수리조합들이 창설되었다. 그러나 봉동, 삼례 지구는 농업용수 이용에 관한 ‘기득권’을 고집하고 수리조합 편입을 거부하면서, 하천수 이용을 둘러싸고 수리조합과 자주 대립했다.

1939년 대한발(大旱魃)과 전시공업화 정책을 계기로 1940 년 봉동, 삼례 지역은 익옥수리 조합에 편입되고, 1941 년 인근의 수리조합들과 합병해 전북수리조합이 성립하게 되었다. 익옥수리조합의 편입문제에 대해 이토 농장은 반대의 입장에 서서 南次郎 조선총독에게 진정서를 제출하기도 했다. 이 논문에서는 이같은 진정서 자료와 이토농장 경영자료 그리고 관련 수리조합 자료 등을 이용해 다음의 세가지 실태를 밝히고 있다.

1. 이토 농장의 성립과정 및 소작제농장 경영으로서의 특징.
2. 수리조합에 의한 대규모 저수지·도수로의 축조에 따른 봉동, 삼례 지역에 있어서 재래 하천수 이용질서의 변화 및 그 실태.
3. 봉동, 삼례 지역의 익옥수리조합 편입에 이른 합의 형성과정에서의 쟁점 및 이토 농장 이외 해당 지역 지주·농민의 편입에 대한 의향.

【주제어】

일본인 대지주, 이토 초베(伊藤長兵衛), 재래 수리시설, 수리조합, 봉동, 삼례

◆ 目次

* 이 논문은 2014년 정부(교육부)의 재원으로 한국연구재단의 지원을 받아 수행된 연구임 (NRF-2014S1A5B8063617).

本論文において、朝鮮という呼称は、地理的領域を示す用語として用いる。

** 東京大學大學院農學生命科學研究科 教授

はじめに

1. 伊藤農場の設立過程
 2. 鳳東・參禮地區の水利狀況
 3. 益沃水利組合への編入をめぐる對立
- おわりに

はじめに

全羅北道を流れる中規模河川・万頃江の中下流域右岸には平野地帯が発達し、日露戦後直後から多くの日本人大地主が土地集積を行った。それら日本人大地主が主導するかたちで、1909~10年に4つの水利組合(臨益・臨益南部・全益・臨沃)が設立された。それらに先立って、1908年には朝鮮人地主らの手によって沃溝西部水利組合がつくられていた。臨益南部・臨沃兩水利組合は、1920年に合併して益沃水利組合となった。益沃水利組合は、1940年に隣接する鳳東參禮地區を組合區域として編入する。さらに1941年には4つの水利組合が合併して、總區域面積19,000町歩強の全北水利組合が成立している。

これら水利組合の合併と万頃江流域における水利用秩序に関しては、すでに別稿で論じたことがある¹⁾。その論文のなかで、万頃江上流域に位置し、在來水利施設が発達していたために中下流域の水利組合との間で農業用水利用をめぐる對立した鳳東參禮地區に着目した(上記水利組合および鳳東參禮地區の位置関係については図1を参照)。その後、鳳東參禮地區に土地集積を行っていた伊藤長兵衛(伊藤農場)の史料が入手できた²⁾。伊藤農場の沿革と經營内容が記された便覧および鳳東參禮地區が益沃水利組合に編入されるに際して、それに反對の立場から伊藤長兵衛が南次郎朝鮮總督に對して提出した陳情書類³⁾の2点は、本論文にとって特に重要な史料である⁴⁾。

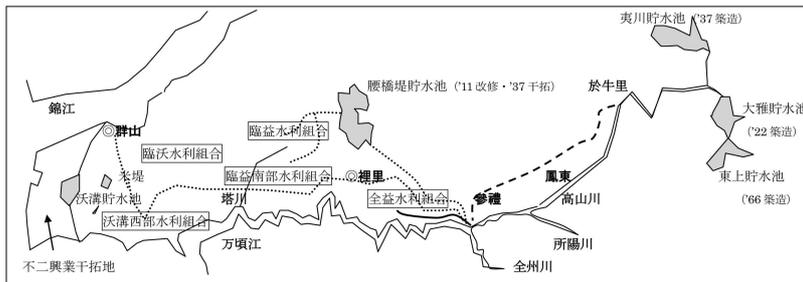
1) 拙稿「植民地朝鮮における農業用水開發と水利秩序の改編—万頃江流域を對象として」、『朝鮮史研究會論文集』第43集、2003年(以下、拙稿1と略す)。

2) いずれも、全州歴史博物館所藏。史料の閲覽に便宜を図ってくださった同博物館に、お禮を申し上げる。

3) 後述のように、伊藤農場所有地444町歩のうち、半分弱(210町歩)が益沃水利組合への編入對象となった。伊藤農場は最大の編入對象地所有者であり、その面積は編入對象地總面積の10%に相当した。伊藤農場の意向は、鳳東參禮地區編入問題において重要な位置を占めたといえる。

4) 伊藤農場「昭和8年1月農場一覽」(以下、「農場一覽」)、伊藤長兵衛「鳳東地區益沃水利組合合同ニ關スル陳情ノ件(1941年3月20日)」(以下、「陳情」)。

図-1 万頃江右岸流域の略図



<資料>前掲拙稿1から引用(部分的に改定)。
 <注>1) 幹線水路 — (1910年代改修).....(1910年代築造)---(1920年代築造)。
 2) 相対的な位置関係を示すための図であり、方角・縮尺などは正確ではない。
 3) 同時には存在していないものについても、本論に必要な範囲で記載してある。

本論文では、まず、「農場一覽」を手掛かりにして、伊藤長兵衛の朝鮮における土地集積過程および農場経営の特徴を明らかにする⁵⁾。それを踏まえて後半では、「陳情」の記述と水利組合側の史料⁶⁾とを対照させながら、在来水利施設における農業用水利用が水利組合の設立にともなっていかなる影響を受けたのか、いかなる力學が作用して益沃水利組合に編入されたのか、という論点を明らかにする。前掲拙稿1では論じられなかった、鳳東參禮地区の内部状況の分析を進捗させることが可能となる。

ところで、筆者の以前の分析によれば、日本人大地主は、未墾地や低収量地を中心に土地を集積して、水利組合事業を推進することで土地生産性の増大=小作料の増徴を目指した。それに對して、既存の水利施設を有する朝鮮人地主・農民は、水利秩序の改編と水利組合費の負担を理由に水利組合事業に對して反對の立場をとった⁷⁾。日本人大地主でありながら水利組合事業に反對した伊藤農場は、特異な事例である。これまで水利組合事業への反對者に關する史料として利用可能なものは、当時の新聞雑誌に記載された断片的な記事にとどまっていた。その点で、具体的な状況が記述された伊藤農場の史料は貴重である。

ただし、伊藤農場の史料は、あくまでも、日本人の小作制農場経営者の立場から記されたものである。水利組合事業に對する朝鮮人の地主あるいは農民の認識を明らかにするうえでは重大な限界を有していると言わざるをえない。以下では、この限界を意識しつつ、部分的にはあれ、できるかぎり朝鮮人地主・農民の認識にも接近できるような史料の解讀に努める。

1. 伊藤農場の設立過程

1) 伊藤長兵衛の朝鮮(韓國)進出

5) この論点に關しては、すでに崔宇中氏が「農場一覽」をもとに統計的な整理と分析を行っている。崔宇中「일제강점기 전북지역 일본인 지주의 농장경영—이토(伊藤)농장 사례를 중심으로—」全北大學碩士論文、2009年。

6) 益沃・臨益・全益水利組合關係史料。以下で参照するこれら3組合關係資料は、いずれも(旧)全北農地組合所藏資料である。

7) 拙書『植民地期朝鮮の水利組合事業』未來社、1991年、を参照。

伊藤長兵衛の義父は、近江(滋賀縣)の半農半商家の6代目伊藤長兵衛であり、のちに福岡縣博多で織物を扱う伊藤長兵衛商店を起こした。同じく近江出身の本人は、6代目長兵衛の養子となって1893年に家督を継ぎ、7代目伊藤長兵衛となっている。伊藤は、「日露戦争後の大陸ブームで半島進出を考え」るようになったという⁸⁾。1906年に全羅南道を視察し翌07年には全羅南道と全羅北道を視察して、參禮面の畝を買収した。渡邊爲吉とともに「伊藤渡邊起業組合」を設立し、事務所を參禮において小作制農場経営を開始している(渡邊が支配人)⁹⁾。

ところで、1907~08年には裡里や參禮において義兵の攻撃によって日本人がしばしば「被害」にあっている。伊藤農場においても、1907年11月、「暴徒來襲」により、場員1名が殺害され、倉庫は焼失、商品現金を「略奪」されている¹⁰⁾。これを機に、避難仮事務所を春浦面大場村に設けている。大場村には当時益山憲兵分隊が駐屯しており、細川農場や今村農場といった日本人農場の事務所も置かれていた¹¹⁾。

全羅北道においては開港地である群山を起点にして日本人による土地集積が進んでいった。1904年には相互の情報交換や土地賣買をめぐるトラブル防止を目的に、群山理事廳管内に農地を所有する日本人を組合員として、「群山農事組合」が設立されている¹²⁾。1910年時点で、196名の組合員が總計約1万4,000町歩の耕地を所有していた¹³⁾。細川・今村兩農場は組合員であったが、伊藤農場は組合に加入していない¹⁴⁾。組合員による所有耕地は、益山・臨陂・金堤の3郡に集中していた。農場事務所を全州郡參禮面に定めた伊藤農場は、「群山農事組合」に対しては、アウトサイダーとして行動していたといえる。益山郡の西端に位置する大場村は、日本人による土地集積におけるいわば前線據点であった。これに対して參禮は、義兵活動とそれを支援する朝鮮人社會にとっての前線であった。アウトサイダーであった伊藤農場事務所の參禮から大場村への「避難」は、1900年代末時点における日本による大韓帝國(韓國)に對する軍事的支配の困難さの一局面を示している。

ただし、「避難」中の1908年と1910年にも、伊藤農場は鳳東面・參禮面を中心に耕地購入を行っている。そして、1911年には農場事務所の參禮面への「歸還」を果たしている。なお、1912年には、大場村駐屯の益山憲兵分隊が裡里に移轉している¹⁵⁾。日本軍・警察による彈壓により義兵活動が低調となり、「前線」としての緊張が弛緩したことが窺える。

表1は、万頃江右岸の平野地帯に立地する4つの水利組合および鳳東參禮地區における民族別

8) 以上の記述は、丸紅株式會社社史編纂室『丸紅前史』丸紅株式會社、1977年、68~70頁を参照。伊藤長兵衛商店博多店が朝鮮に販路を広げていたことが、伊藤が朝鮮に土地を購入する際の前提条件となっていた(同上書、70頁参照)。なお、1921年には伊藤長兵衛商店と伊藤忠商店が合併して丸紅商店(丸紅の前身)が設立され、伊藤は初代社長に就任している。

9) 前掲「農場一覽」12頁を参照。渡邊は伊藤長兵衛商店博多店の支配人(前掲『丸紅前史』70頁を参照)。

10) 同上資料13頁を参照。山下英爾『湖南宝庫裡里案内』恵美須屋書店、1915年にも「參禮渡邊農場」での「被害」が記されている(4頁)。

11) 同上『湖南宝庫裡里案内』16頁。

12) 群山農事組合については、李圭洙「日本人地主の土地集積過程と群山農事組合」、『一橋論叢』第116巻第2号、1996年、を参照。

13) 同上論文、369頁。畝184,737斗落、田26,157斗落の合計(1斗落=200坪で換算)。

14) 同上論文、369頁表2より確認。この表には、50町歩以上所有者が掲載されている。伊藤農場は1911年時点で推計147町歩の耕地を所有していた(後掲図2)。1910年に購入した230余斗落(=15町歩強)を控除しても、1910年時点での所有面積は50町歩を確實に超えている。

15) 前掲『湖南宝庫裡里』16頁。移轉を機に裡里憲兵分隊に改称された。

土地所有面積構成を示したものである。沃溝西部水利組合が最下流部にあり、順次西側に位置している。沃溝西部水利組合は、朝鮮時代の在來水利施設の改修を目的に朝鮮人主導で設立された組合であり、朝鮮人の土地所有構成比が他に比べて高い。それ以外の3組合は、日本人および「その他」(その多くが日本人経営による會社)による所有が圧倒的で、50町歩以上大地主の所有比率も高い。これら3組合と比べると、鳳東參禮地區は、朝鮮人所有比率が高く、また大地主所有比率は低い。群山を據点に日本人地主が土地集積を行った1900年代の痕跡を、1930~40年代の水利組合關係地域における土地所有状況のなかに見出すことができる。

<表1> 水利組合内民族別土地所有面積構成比(1931年)

	設立 年次	総面積 (町歩)	構成比(%)			50町歩以上 構成比
			日本人	朝鮮人	その他	
沃溝西部	1908	473	34.1%	60.3%	5.6%	11.7%
益沃	1920	10,118	52.6%	13.1%	34.3%	71.5%
臨益	1909	3,590	34.7%	19.5%	45.8%	62.8%
全益	1910	1,334	56.1%	23.8%	20.1%	62.8%
鳳東參禮	-	2,129	25.4%	54.2%	20.4%	31.4%

資料：朝鮮總督府『昭和6年度土地改良事業要覽』1932年、益沃水利組合「昭和十五年度區域邊區(新編入ノ部)土地所有者別集計表」より作成。

注：鳳東參禮の数値は1940年のもの。

ここで改めて、伊藤農場があえて、日本人地主としてはアウトサイダーとして土地集積を行った動機を考えてみたい。上述のように、伊藤は1906年に韓国を視察し、07年に初めて耕地を購入している¹⁶⁾。比較事例として細川農場に注目すると、1904年に職員を韓国に派遣し、翌05年に益山郡での土地購入を開始している¹⁷⁾。細川農場に比べると伊藤農場の土地集積開始は、若干遅れている。ただし、「群山農事組合」の組合員数は、1904年末時点ですでに73名おり、細川農場は創設期のメンバーではなかった。そして、組合員数は、その後、1910年の196名へと急増して行っている。伊藤農場が、韓国での土地購入開始時期の若干年の遅れだけを以って、組合に加わらなかったと考えるのは困難である。

この点に關わって、「陳情」には以下のような記述がある¹⁸⁾。

… 益沃水利組合ノ如キハ鳳東地區ノ關スル大雅貯水池ノミノ経費ヲ反当リニ換算シ更ニ此ヲ年賦償還ニシテ見ルトキハ極メテ輕微ナル組合ノ投資ニ過キス 然シテ組合地域ノ反当リ増収率ノ大ナルコト及土地原価安キニ依ル利回りノ大ナルコトハ 到底天性美田高価ナリシ鳳東地區ノ増収率或ハ利回りノ比ニアラス多大ノ成功ヲ收メタルモノナリ 明治四十年頃ノ組合地區ノ土地賣買價格ハ鳳東地區ノ十分ノ一ニ過キサリシ… (後略)

すなわち、低収量地あるいは未墾地を安価で購入したうえで土地改良投資(大雅貯水池)を行っ

16) 1906年12月には、韓国統監府の方針にもとづいて韓国政府が「土地家屋証明規則」を施行し、日本人の土地所有権が法的に保護されることとなった。1907年時点で伊藤農場は、「群山農事組合」に参加しなくとも「合法的」に土地集積をおこなうことが可能となっていた。

17) 정승진·마크모토 다케노리「영주에서 식민지 대지주료- 일본 귀족 호소가와(細川)가의 한국에서의 토지집적」『역사비평』第73号、2005年、を参照。

18) 「陳情」からの引用文中、句讀点に相当する部分が空白で示されている。以下、原文のまま表記する。

て増収益を獲得した益沃水利組合區域の土地所有者と、「天性美田」¹⁹⁾を高価で購入した伊藤農場との土地投資パターンの相違を強調している。伊藤農場のこうした土地投資戦略の背景までも明らかにすることはできないが、こうした戦略を採ったことにより、伊藤農場は、万頃江流域においては在來水利施設が発達して、「天性美田」が廣く分布する鳳東參禮地區での土地集積に傾注してゆくことになったといえる²⁰⁾。

2) 土地集積と地主經營

伊藤農場は1907年の參禮面での土地購入を皮切りに、1908年、1910年、1911年に龍進・鳳東・參禮面の土地を購入していった²¹⁾。図2に示したように、1911年時点での所有畝面積は、約147町歩と推計される²²⁾。その後、1912・13・14の3ヶ年つづけて群山府での土地購入を行い、1914年には群山支場を開設している²³⁾。1911年に渡邊支配人が健康を害して群山に轉居している。そのことと、群山での土地集積開始とは関連しているかもしれない。群山での畝面積は、1916・17年に約79町歩でピークを迎える。1917年に渡邊支配人が死去する。伊藤渡邊起業組合は解散となり、農場は伊藤長兵衛個人所有のものとなった。1918・19年に群山支場管轄の土地はすべて賣却、支場は閉鎖されている。

他方、參禮事務所では、1915年に伊藤と同郷の小林宗十郎が事務員として着任する。以後、長く伊藤農場の實務を取り仕切ることになる(1921年に主任に就任)。同年には伊藤長兵衛が朝鮮に渡り、金容俊が所有する鳳東・參禮・助村面の土地2,400斗落(=約160町歩)を一舉に買収した²⁴⁾。金容俊という人物について、詳細は不明である。參禮事務所所管の畝面積は、1916年に336町歩に達して一旦安定する。その後、1926年に漢城銀行などから46町歩の畝を購入するなどして、1929年には記録が得られる限りで最大の所有畝面積(390町歩)に達している。以後、1930年代初までほぼこの面積が維持されている。1932年時点で、伊藤農場は、全州・益山・金堤3郡11邑面に土地を所有している。その86.1%が全州郡に集中し、とくに鳳東面(31.5%)と參禮面(32.8%)の2面だけで全所有土地面積のおよそ3分の2(64.3%)を占めていた²⁵⁾。伊藤農場における土地集積過程においては、參禮事務所への小林の着任と大口土地買収の進展、起業組合の解散および群山支場の閉鎖という一連の出来事がひと段落した1919年が、大きな區切り

19) 水利施設の設置や維持管理があってはじめて「美田」となる。「天性」という形容はミスリーディングである。

20) かつて前掲拙稿1において、伊藤長兵衛が1907年に「參禮の周辺の未開地500町歩」を買収して農場を設立し、21年には「耕作地500町歩の90%は天惠的水利を活用して水田に、残余を畑その他として、安定した經營」を行ったという資料(以上、前掲『丸紅前史』、70~71頁を参照)を参考に、伊藤農場が1920年以前に大面積の開畝事業を行ったという記述をおこなった。先に引用した「陳情」での説明をふまえると、「未開地500町歩」という説明は正確ではない。伊藤農場はむしろ、水利設備の整った既耕地に重点を置いて土地集積をおこなったと捉えるべきであった。

21) 前掲「農場一覽」12~14頁を参照。

22) 注16の引用文にあるように、また後に再度のべるように、伊藤農場所有地の大部分は畝であったことから、以下では畝に説明を絞る。

23) 前掲「農場一覽」15頁を参照。

24) 前掲『丸紅前史』には、この年の伊藤の朝鮮訪問に関して「長兵衛が久しぶりに現地に訪れたころには、參禮にも鐵道が通じ、驛周辺には郵便局・精米所などが建ち、近在の中心となっていた」(70頁)と記されている。1914年全北輕便鐵道(裡里-參禮-全州)開通などのインフラ整備が、伊藤をして農場擴大を決断させたかと推察される。

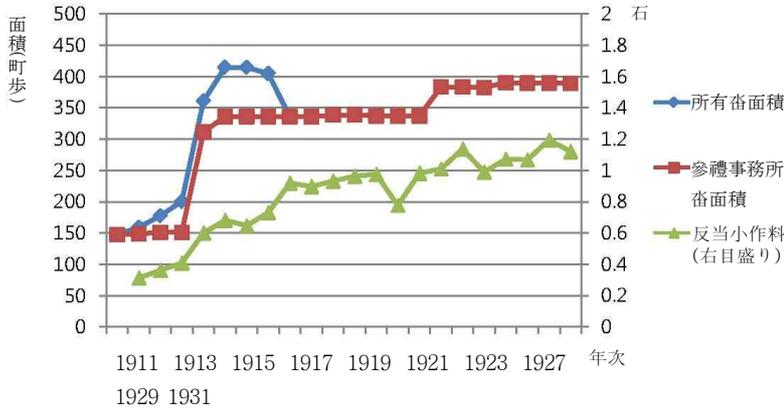
25) 前掲「農場一覽」79~80頁を参照。

となる年であったということが出来る。

ところで、伊藤農場は、所有耕地を小作人に貸し出して小作料を現物で收取し、それを販賣して収入を得る小作制農場であった。1932年時点での所有面積440町歩のうち、88.5%にあたる389町歩を畚が占めていた。45町歩(10.0%)が田で、残り6町歩(1.5%)は埜・雜種地・林地であった。小作料収入のほとんどが、畚からの小作料の賣却に據るものであった²⁶⁾。

図2には、反当りの小作料(粃)の推移が示されている。1910年代初以降ほぼ一貫して増加傾向にあったことが確認できる。1910年代における單位面積当たり現物小作料の増加傾向は、他の
地 主 史

26) 前掲「農場一覽」79~80、85~86頁を参照。



<図 2> 伊藤農場所有畓面積の推移

資料：前掲「農場一覽」より作成。

注：原資料においては、伊藤農場の畓買収および賣却・寄付の面積が1911年以降累年で表記されている。ただし、1919年まで斗落單位、以後坪單位(77~78頁)。1932年時点での畓所有面積(80頁)から逆算した1920年時点での畓面積にもとづいて斗落と坪の換算比率を算出し、1919年以前の所有面積を坪に換算した

料においても確認されており、その原因が單位面積当たり収量の増大にあるのか、他の要因にあるのか、が論争点となっている²⁷⁾。前者の説は、朝鮮時代末期における農業生産力の停滞に着目し、それとの對比で韓國併合以降の農業(水稻)生産力の上昇を強調する。1910年代における水稻生産力上昇の要因として「優良」品種の急速な普及が指摘されている。それに對して後者の説は、「優良」品種の普及にもかかわらず、1910年代においては購入肥料投入水準の低さや水利條件の未整備などのために水稻生産力の上昇には歸結しなかったことを指摘し、むしろ地稅納付者の小作人から地主への変更にもなう兩者間での分配關係の変化を、小作料引き上げの要因として擧げている。

伊藤農場は、「水稻改良品種」として、1913年に早神力・高千穂を獎勵している。これ以外の在來種を「賭租」として徴收しないという方針で臨んでおり、小作人の間に急速に普及していったと考えられる。前述のように、伊藤農場は水利條件に恵まれた「天性美田」を對象に土地集積をおこなっていた。その点では、日本から持ち込んだ「改良品種」の普及が單收増加に結び付く前提條件を備えていたといえる。ただし、肥料投入に関しては、1917年に紫雲英種子を滋賀縣から取り寄せて小作人に配布して綠肥普及を獎勵したのが嚆矢であった(以上、表2を参照)。「改良品種」が單收増加に本格的に歸結するのは、それ以降のことであったと推察される。

<表 2> 伊藤農場關係年表

27) 허수열 『일제초기 조선의 농업 식민지근대화론의 농업개발론을 비판한다』 한길사, 2011年、第7章を参照。

年次	出来事 1	出来事 2
1911		農場開設以来の豊穰
1912		水稻改良品種奨励
1914		全所有地の地籍届(土地調査事業)
1915	定租改正増加	
1917		滋賀縣から紫雲英種子を取り寄せて小作人に配布
1918		試験的に定租実施(約20町歩)
1919		一部を除く全所有地に定租契約
1920		定租契約追加
1921		短冊形苗代を設置開始
1922	定租改正増加	全所有地に對して第2期定租改定
1924	大旱魃凶作	
1925		23年水害24年旱魃により定租改定を2年延期
1927	定租改正増加豊作	第3期定租改定契約
1928	大旱魃凶作	
1929	大旱魃凶作	
1930	大水害凶作	希有の大出水
1931	一部定租改正増加	再度大出水
1932	大旱魃凶作	

資料：前掲「農場一覽」12～23、85～86頁より作成。

注：出来事1は「累年小作料總額表」に、出来事2は「沿革」にそれぞれ記載された事項から引用した。

他方で、1911年には、農場開設以来の「豊穰」であったのにもかかわらず「郡内小作人等同盟」して小作料減額を唱えて小作争議となり、翌年1月に全羅北道長官の「仲裁」で解決を見る、という出来事が起きている²⁸⁾。この年には、前述のように、農場事務所を避難先の大場村から参禮に「歸還」させている。義兵闘争に對する弾壓の結果、伊藤農場所在地域における「治安」は一定程度の安定をみたものの、当該地域の朝鮮人小作人の對抗的な集合行爲を日常的に抑壓することが可能な力関係の形成には至っていなかったことが窺える²⁹⁾。

28) 前掲「農場一覽」14頁。寺内正毅朝鮮總督は、1912年1月20日「各道内務部長ニ對スル訓示」のなかで、「全羅北道ニハ地主ト小作人トノ間ニ多少紛擾ヲ醸シテ居ルト云フコトモアツタ」として地主-小作關係に關する注意を喚起している。この「仲裁」事件を念頭に置いた言及であったと考えられる。なお、寺内は、「從來地主ハ極ク廉價ナ金デ地面ヲ買ヒ、之ヲ小作人ニ委シテ、サウシテ自分ノ希望スル丈ケノ小作料ヲ取ツテ居ツタノデアルガ…數年來内地人が段々朝鮮ニ入ツテ來テ同様ノ舉動ヲシテ來タモノガ…大分有ツタ」として、日本人地主の「舉動」に關して批判的な視点から言及している(以上の引用は、水野直樹編『朝鮮總督諭告・訓示成集』1、綠陰書房、2001年、57頁による)。なお、1912年4月、全羅北道内務部長が道内府尹郡守に對して通牒を發し、「收穫一定セル土地ニ對シ數年間ノ實驗ニヨリ契約書ヲ以テ小作料ヲ定メ或ル年限内(三箇年ヲ適當トス)ハ其ノ額ヲ一定シ之ヲ徵收」する、あるいは小作年限は「少ナクモ三年乃至五年」とすることを地主に對して「獎諭調和」するように指示している(「朝鮮總督府官報」第505号(1912年5月6日)より引用)。前述の「仲裁」事件および寺内總督「訓示」と關連していると推察される。後述のように、伊藤農場は1918年(あるいは15年)から小作契約改定作業を行っている。この通牒の「獎諭」事項と重なる部分が多いことから、それを念頭に置いた措置であったことが窺える。上記「訓示」「通牒」については、정연태『식민 권력과 한국 농업 일제 식민농정의 동역학』서울대학교출판문화원、2014年、190頁の記述を參考とした。

29) 同年以降、前述のように群山地域に土地購入を進めている。渡邊支配人の轉居という條件以外に、鳳東参禮地區における小作農民との間の不安定な力關係への懸念という要因があったかもしれない。なお、李圭洙前掲論文は、1905・06年時点で、「群山農事組合」の組合員農場において小作争議が發生していたことを紹介している(374～375頁)。植民地初期段階における「小作農民との間の不安定な力關係」が背景にあるという点で、伊藤農場での小作争議と共通していると考えら

1917年には、田小作料を従來の大豆納から粃納に変更し、翌18年には、試験的に一部の耕地で「定租」を導入している³⁰⁾。1919年には、一部耕地を除いて農場全体において「定租契約」を実施するに至っている。「定租契約」においては、契約の前3年間の平均収量をもとにして地主配分45%と定められている(3年契約)。農場所在地の「治安」の安定化を前提として、単位面積当たり小作料の増徴が、1910年代をつうじた伊藤農場の課題であったことが読み取れる。その結果として、1910年代における単位面積当たり小作料徴収量の急増がもたらされたと考えられる。

土地所有面積の変遷という点から見て、1919年が伊藤農場にとっての畫期となることを先に述べた。この年は、一部を除外して農場全体の耕地を対象に「定租契約」を締結しており、地主－小作人間の分配関係という観点からも畫期であったということが出来る。図2に戻ると、単位面積当たり小作料の増加傾向は、1919年を境として急増から漸増へと轉換しているように見受けられる。それまでは分配関係(小作料率の引き上げ)の変更によって小作料水準が急速に引き上げられていったのに対して、1919年以降には、「改良品種」+肥料(堆肥および購入肥料³¹⁾)および水利収況の改善(この点後述)といった条件によってもたらされた単位面積当たりの収量増の結果として小作料水準も徐々に引き上げられていったものと推察される。

2. 鳳東・參禮地區の水利狀況

1) 在來水利施設の狀況

1907年の日本人技術者の報告によると、「全州平野水田約三万町歩…の内上流約三分の二は万頃江又は其支流及山辺よりする小流によりて灌漑せられ、揚水に就ては常に多大の勞力を費すの煩あるも尙旱害を受くること甚だ稀なり、下流三分の一は万頃江上流における引水設備の余澤を被ること能はず僅かに付近の山辺よりする水と天水とに是れ頼る如き有様なれば比年旱害に苦めり」³²⁾とある。万頃江上流・中流地域(鳳東參禮地區も含まれる)は灌漑施設の恩恵を受けて旱魃被害を受けることがなかったのに対して、下流地域は旱害の被害が大きかった。上述のように、1910年を前後する時期に万頃江左岸には5つの水利組合が設立され、植民地初期においては朝鮮において最も立地が集中する地域となったが、それは、上記「下流三分の一」を灌漑するための施設であった。

ところで、この「下流三分の一」の地域に在來の水利施設が全く存在しなかったというわけではない。沃溝西部水利組合と臨益水利組合は、それぞれ米堤・船堤および腰橋堤という在來の貯水

れる。

30) 表2に示したように、1915年に「定租改正」という記述がある。「定租契約」の導入はこの時点に迎えられる可能性がある。なお、1915年は、前掲「通牒」(注27)から「三箇年」の年限を経た年次に相当する。

31) 前掲「農場一覽」に掲載されている「農場經營ノ要綱」には、「肥料奨勵」の項目に「綠肥奨勵」「堆肥廐肥ノ奨勵」となっていて「金肥ノ共同購入又ハ貸付」が掲げられている。この「要綱」の作成年次は不明であるが、1932年以前のいずれかの時点で、伊藤農場は購入肥料投入の奨勵を開始していることがわかる。

32) 三浦直次郎「全州平野水利調査」(『韓國中央農會報』第2巻第1号、1907年、13頁より引用)。

池を改修して水源としている。また、全益水利組合は、韓末に築造された犢走項沢という万頃江からの引水施設を改修することで水源を確保している。これに對して、臨益南部水利組合と臨沃水利組合の地區内には在來水利施設は存在しておらず、万頃江を水源とする引水施設を新設した。くわえて、臨益水利組合も、万頃江から引水をして腰橋堤の補助水源としている。貯水池を獨立した水源として確保した沃溝西部水利組合以外の4組合は、いずれも万頃江からの引水を水源としていたことになる³³⁾。

これら4水利組合においては、在來引水施設を唯一有した全益水利組合の引水位置が最上流部に位置しており、他の3水利組合は、全益水利組合の引水箇所よりも下流において引水するか、あるいは全益水利組合との契約によって分水を得るかのいずれかの方法で水源を確保している。朝鮮時代において、「河川ノ引水ハ下流沢ノ既得權ノ如ク見做サレ其ノ引水ニ支障ナキ限り上流ニ沢ヲ新設スルコトヲ得タルモノナリ」³⁴⁾という、いわゆる「上流優位」の水利慣行が成立していた。

條には、「沢ヲ許准ハル事」的秩序が、「妥協的な規定がわかる。そのできるように、植民地期うことでき全益水利組合の水源となっていた。伊



<図 3> 鳳東參禮地區の河川・用水路

1904年に制定された「水輪院章程」第9上加沢ニ形便을量宜하여五百歩以外と規定されている³⁵⁾。朝鮮時代の慣行形便을量宜하여五百歩以外を挿入しつつ、法制化されていることとして、上述の3水利組合の関係から確認に、「上流優位」という伝統的な原則にいたっても依然尊重されていたとい

引水施設の上流部には、鳳東參禮地區万頃江(高山川³⁶⁾)からの引水施設が發達藤農場「陳情」には、次のように説明さ

由來鳳東地區ハ益沃水利組合大雅貯水池臨益水利組合庚川貯水池ヲ設ケタル高山川上流水ヲ先有シ 地區自体モ地下水、湧出水等ニ富ミ地區内大小自然水路ノ多キコト別紙五万分ノ一ノ地図ヲ見ルモ明カナル全鮮的ニ稀ナル水郷ニシテ 古來美田ヲ養ヒ來レル處ナリ 大雅貯水池設置十數年前 庚川貯水池設置約三十年前ヨリ 既ニ此地區ノ流水ヲ水源トシテ臨益、全益ノ兩水利組合ヲ生ミ又此地區ノ地下水ヲ水源トシテ全鮮的優位ノ裡里上水道ヲ生ミタル程ナリ(後略)

大雅貯水池は益沃水利組合の水源として、夷川貯水池は臨益水利組合の水源として、高山川上流部にそれぞれに築造された貯水池である(図1参照)。兩貯水池の貯水は、いったん高山川に放流されたのちに於牛里に設けられた取水口から引水され、南西方面に延びる導水路を通じて益沃・臨益水利組合地區に給水された(図1・図3参照)。また、裡里上水道は、1930年に參禮飛飛亭を水源地(万頃江からの引水)として工事が開始されている³⁸⁾。飛飛亭は、全益水利組合などの

33) 前掲拙稿1を参照。

34) 「水利ニ關スル旧慣(承前)、『朝鮮總督府月報』第3卷第6号、1913年、22頁より引用。

35) 李光麟『李朝水利史研究』韓國研究図書館、1961年、165頁を参照。

36) 万頃江が全州川と合流するまでの上流部を高山川と呼ぶ場合がある。

37) 下記引用文にある「別紙五万分の一の地図」とは異なるが、鳳東參禮地區の地図を掲載する(図3)。万頃江改修工事の計畫図であり、改修後の河川が太線で示されている。

取水口が置かれている場所でもある(図3参照)。

上の引用文において、伊藤は、鳳東參禮地區が高山川からの引水灌漑および地區内における豊富な地下水・湧水の恩恵を受けて「水郷」「美田」を形成してきたことを指摘している。図3からも、栗所里や場基里において高山川から取水する沢が複数存在していたこと、また、益沃水利組合導水路より標高の高い北側にも谷筋を水源とする用水路が発達していたことが確認できる。それにくわえて、伊藤は、鳳東參禮地區が、下流域の水利組合や裡里上水道の水源となってきたことも強調している。益沃・臨益水利組合や裡里上水道が水源とする万頃江からの取水が、すべて鳳東參禮地區からの地下水・湧水に由来するわけではなく、鳳東參禮地區において高山川から引水しなかった(できなかった)河川水に由来するものもあったはずである。とくに、大雅・夷川貯水池が造られて以降は、明らかにその量は増えたはずである。伊藤の主張は、上で述べた朝鮮の伝統的な水利秩序を踏まえつつ、この地區が最上流部からの引水者であるという立場を強調したものとなっている³⁹⁾。しかし、強調が過剰な部分も含まれているといえる。

2) 益沃・臨益南部設立にともなう水利秩序の変化

益沃水利組合が作成した資料に、同水利組合の用水路に関して以下のような記述がある⁴⁰⁾。

高山川ヨリ導水スルニ当リテハ於牛里沢ハ在來ノ儘護岸工ヲ施シ從來ノ灌漑ニ支障ナキヲ期セシメ又全益沃水利組合地域及於牛里沢以下參禮ニ至ル本組合地區外ノ灌漑ハ必要水量ヲ自由ニ使用セシムルモノナルガ故ニ從來挿秧季早魃ノ爲七月ニ入りテ植付ヲ爲スガ如キ事無キニ至リ從來ニ比シ頗ル完全ナル水利ヲ得ルコトナルベシ右ノ如ク本計畫ハ地域外ノ水利ヲモ安全ナラシムル…

引用文前段では、益沃水利組合の取水口・導水路が在來水利施設であった於牛里沢を改修したものであること、改修に際しては於牛里沢に関わる旧來の水利用に支障をきたすことのないように配慮がなされたことが指摘されている。くわえて、於牛里から參禮にいたる地域における高山川からの引水施設に對して、その從來からの利用秩序に影響を及ぼさないように留意したことも言及されている。それだけでなく、大雅貯水池築造にともなって、「地域外」すなわち鳳東參禮地區における在來水利移設による水利用が從來よりも潤澤になることが期待できることが指摘されている。

なお、益沃水利組合が設立されて大雅貯水池を築造するにあたって、同組合は「新德里及九尾里付近水路各様施設ニ對スル証明書」⁴¹⁾なる文書を交付している。その中で、「大雅付里貯水池

38) 「毎日申報」1931年10月30日8面記事「裡里上水道鍬入式舉行」参照。

39) 鳳東參禮地區は、南東に向かって標高が低くなっているために、この地區由来の地下水・湧水だけでなく高山川から引水して地區内の灌漑に一度用いられた排水が高山川に再び流入するという地理的な特性を有している。したがって、この地區における引水灌漑が、結果的に下流の水利組合や上水道の水源として利用されるという関係が成立している。伊藤農場の強調点は、この事実によって補強されている。

40) 益沃水利組合編『益沃水利組合之事業』1923年、8頁

41) 益沃水利組合「新德里及九尾里付近水路各様施設ニ對スル証明書」(1921年10月1日)池上理事「昭和十六年四月參考書」所収。なお、「九尾里」は1914年に設定された行政洞里の一つであるが、「新德里」

ノ灌漑水ヲ於牛里沢ヨリ取入レ導水スルニ際シ其ノ途中ニ於ケル新德里及九尾里近在來畝ノ灌漑及排水ニ對シテハ從來ト異ナルナカラシムベク夫々灌漑排水ノ設備ヲナスノミナラズ更ニ於牛里及新德里ニ於テ制水門ヲ設ケ洪水ノ侵入ヲ防止シ溢流堰ニヨリテ其水路ノ保全ヲ期セシムベク改良工事ヲ増設セシニ依リ從來ニ比シ該地方水路付近ノ耕地ハ灌漑排水共ニ改善セラレル、ニ至ルベシ」という事業見通しが述べられている。上の引用文に述べられた鳳東參禮地區に對する事業効果見通しが、より具体的なかたちで記述されている。

益沃水利組合が1929年に調査したところによると、「參禮以東」における開畝面積は、210町歩に及んでいる⁴²⁾。大雅貯水利築造にともなう用水供給の増大と安定化という機會を利用して、鳳東參禮地區の地主・農民が開畝事業を行ったことがわかる⁴³⁾。後に1941年に益沃水利組合に編入される鳳東參禮地區の面積は約2,100町歩であった。1929年時点ですでにその一割に相当する面積が開畝されていたことになる。ところで、伊藤農場「農場一覽」には、「益沃水利組合カ設置サレテ鳳東參禮ノ二大所有面ノ大部分ハ從來以上ノ灌漑ヲ有利ニ導キタルモノアリ依テ所有地全部ヲ通シ著シク水利ノ便ヲ得タリト云フベシ」という説明がなされている⁴⁴⁾。伊藤農場の所有地の大部分は既耕地であったことを勘案すると、この説明は、大雅貯水池築造にともなう用水供給の増大・安定化が、前述の耕地面積の擴大とともに、既耕地における用水供給の増大・安定化をももたらしていたことを示唆している。前掲図2において確認した1920年代を通じてのコンスタントな単位面積当たり収量増大の要因の一つをこの点に求めることができよう。ただし、伊藤農場は、「請願」においては、益沃・臨益兩水利組合事業に對して、これとは反對の否定的な見解を披歴している。下記の一節がそれである。具体的な状況が説明されているので、長文を厭わず引用する。

然リ鳳東地區ニ組合ノ思ヘルカ如キ貯水池ノ利益カ仮リニ多少リトスルモ 其反面貯水池ノ爲メニ自由ヲ取ラレ損スル場合アルヘキヲ思フナヘキナリ 例ヘハ雨ノ降り方落水ノ方法等ニ依リ鳳東地區ノ欲シキ水ハ溜メラレ欲シカラサル時ニ落水セラレ生來ノ水ヲ受ケス 即チ鳳東地區生來ノ耕耘植付除草生育用水ノ便ヲ取ラレ 生來ニ於テナカリシ減收勞苦ヲ見ル場合アルヲ知ルヘキナリ…

更ニ貯水池以外ノ工作物並ニ作用ヲ以テ鳳東地區生來ニナカリシ勞苦損失多ク 例ヘハ(イ)高山川鳳東地區上水門中水門下水門等各取入沢ハ以前水豊富ニシテ用水取り入レニ容易ナリシモ水利組合於牛里取入口堰止メニ依リ減水シ各取入沢共經營ニ困難ヲ來シ(ロ)鳳東地區ヲ通過スル水利組合導水路ハ自然水路ヲ利用擴張シタルモノナルカ 其ノ擴張及水位ノ低下ニ依リ其ノ導水路ヨリ鳳東地區内ニ用水ヲ取入レルヘキ數十ヶ所ノ各沢ノ規模ヲ大ニシ 從テ其等沢ノ年々ノ修繕ハ

という行政洞里は鳳東面には存在しない。同年に新城里という行政洞里に編入された旧洞里の一つに新德里があり(越智唯七『新旧對照朝鮮全道府郡面里洞名称一覽』中央市場(京城)、1917年、292頁)、この「証明書」中の名称はこの新德里を指すと思われる。

42) 「參禮以東開畝地調査表」前掲「昭和十六年四月參考書」所收、を参照。「參禮以東」とは、本論文での鳳東參禮地區に該当する。

43) 1930年10月の益沃水利組合評議會には、この新たな灌漑耕地のうちで「直接導水渠ノ恩恵ヲ受ケザルモノ」を除いた184町歩を組合編入するという諮問案が提出されている(益沃水利組合「區域擴張事業計畫案」(益沃水利組合「昭和五年評議會諮問案」所收)。以後、組合編入問題は何度か評議會の話題に上っているが、結局、実施には至らなかった。以上、「益沃水利組合第38回評議會議事録」(1931年3月20日・21日)「益沃水利組合第42回評議會會議録」(1932年3月23日)(益沃水利組合「自昭和六年至昭和八年會議録」所收)。

44) 前掲「農場一覽」71頁を参照。

水利組合ノタメ一時ニ負担ヲ増加シタルニモ不拘 年々ノ修繕ハ勿論水害破損等ノ場合ニ於テモ其ノ復旧ヲ鳳東地區ノ負担ニ委シタルコト多ク(ハ)或ハ其沢ヲ漸次減シ 特ニ昭和(年次空欄:引用者)年臨益水利組合庚川貯水池設置ニ伴ヒ 共用セントスル右益沃導水路改造ノ要生ジ 其改造經費節約ト組合側水ノ支配權確得ノ爲メ 其迄ノ在來沢ヲ制水門式コンクリート沢ニ改造ノ際 在來五六十箇所アリシ沢ヲ僅カ二十箇所程ニ統制シタル結果 其時廢沢トナリタル地域ハ 時ニ場所ニ依リ直接導水路ヨリ灌漑ヲナシ得サルニ至リ地域内ニ於テ晝夜水ノ分配ヲ要スルコトトナリ 或ハ田越畚ヲ生シ農民ナラデハ眞ニ判ラサル勞苦不便不利ヲ蒙リ居レリ(ニ)水利組合大川取入口堰堤ノ爲メ雨期ニハ旧称下星、下白新安、安座、大川、中酒、旧酒、加仁ノ各里部落ニ浸水ヲ來シ洪水毎ニ貨財ノ浸水 濫突ノ造替 家屋ノ建替等悲惨多大ノ損害ヲ蒙リ(ホ)就中下白、新安、安座、大川ノ部落ノ如キハ多年其ノ不安ト悲慘ヲ嘗メタル揚句 遂ニハ部落ノ地上ゲ家屋ノ建替ノ願サヘ不叶 先祖伝來ノ部落地を退去シ他ニ轉居スルノ外ナキニ至リ 其ノ爲メ付近畚ト耕作人トノ距離ヲ遠ケ 有名ナル良畚ハ一躍劣化シ 以テ永久ニ蒙リタル多數耕作人並ニ地主ノ不利益大ナル等何レモ弁償ニ値スルモノアリ(ヘ)拙者農場事務所倉庫屋敷ノ如キハ右水利組合堰堤ノタメ再三地上ゲヲナシタルモ浸水シ 屋敷ノ周圍ニ堤防ヲ築キタルモ構内雨水排除ニ水車ヲ要シタレハ遂ニ事務所倉庫ハ五尺ノコンクリートノ基礎ヲ以テ建替ヘタルモノナリ

益沃・臨益兩水利組合事業が鳳東參禮面地區に及ぼした負の影響が、4点にわたって指摘されている。すなわち、第1に、貯水池からの放流が水利組合側の都合によって行われるために、鳳東參禮地區における水利用に支障をきたしている。第2に、於牛里取水堰の設置により、その高山川下流域での水量が減少し、従来からあった沢による引水にとっての制約条件となっている⁴⁵⁾。第3に、庚川貯水池築造にあわせて於牛里からの導水路を改修した際に、導水路からの引水を5~60箇所から20箇所程度への統合を強いられた⁴⁶⁾結果、「廢沢」地區の灌漑に不便を來すこととなった⁴⁷⁾。第4に、益沃水利組合大川取入口堰堤の築造により、伊藤農場事務所倉庫を含む一部地域の排水状況が悪化して、水害被害が頻発するようになった⁴⁸⁾。そのうち4部落は家

45) 引用文中にある「上水門中水門下水門」とは、図3でも確認のできる場基里の3つの取水口である

46) 鳳東面警察署/派出所・參禮面警察署/派出所が作成した「益沃水利組合水路内旧沢關係一覽表」(前掲「昭和十六年四月參考書」所收)という資料によると、鳳東面と參禮面には、それぞれ23箇所(「水路」左岸に11、右岸に12)、11箇所(同じく左岸に4、右岸に7)の沢が設けられていた。この資料の作成年次は不明であるが、おそらく、庚川貯水池築造にともなう導水路改修を機に統合された在來沢の現状を確認するための資料であると思われる。なお、この「一覽表」には、名称・所在地・構造・蒙利面積・關係人員(地主/小作人)數および代表者(住所/氏名)が記載されている。

47) 導水路改修にともなう引水口(筋)の統合に関しては、益沃水利組合の側は「從來參禮高山間テ勝手ニ松葉堰等ニテ取水シテ居タモノヲ完全ナル分水門ヲ造ツテ必要量ヲ分ケテ遣ルコトニ致シマスノデ是迄道路ニ迄水ガ溢レルト云フ状態デ非常ニ濫費シテ居タノヲ妨ゲルコトニナリ意外ニ大キナ利益ガアラウト思ヒマス」(「益沃水利組合第42回評議會會議録」(1932年3月23日)益沃水利組合「自昭和六年至全八年會議録」所收(議長(藤井寛太郎組合長)の發言)と評価している。これに對して、鳳東參禮地區においては前後3回にわたって「地主會」が開催され、「從來我々ハ自由ニ水ヲ取ル權利ヲ有シテ居ツタノニ拘ハラズ今度組合デハ堰ヲ切り水門ヲ設置シ水ヲ一定量以外ニ行ラヌコト、ナリマシタニ就テハ我々地主ハ絶對ニ反對ナリ」という意見が提出されている(「益沃水利組合第47回評議會會議録」(1934年3月13日)(山崎要助評議員發言)(益沃水利組合「自昭和九年至十一年會議録」所收)。山崎は東洋拓殖の代表者で、鳳東參禮地區に土地を所有していることからこの地主會に参加した。鳳東參禮地區の「既得權」に對する評価が眞っ向から對立していることが確認できる。

48) 前掲「農場一覽」によると、1930年7月6日、「希有ノ大出水」によって人畜死傷、家屋流出倒壊、耕地荒廢流出などの被害があったが、農場倉庫は応急築堤によって浸水を免れた、とある。当時の新聞記事には、鳳東面地内所在益沃水利組合水路が洪水によって決壊したので、同地の小作人ら

屋移轉を余儀なくされたために耕地管理が不良となり耕作者・地主に被害をもたらした⁴⁹⁾。

従來の水利用秩序を尊重することに關して、当初は、益沃・臨益水利組合と鳳東參禮地區との間で合意がなされていた。益沃・臨益水利組合の立場からは、鳳東參禮地區の地主・農民がその既得權益を濫用して、「無斷開畚」を行い用水を濫費する益沃水利組合「創設以來組合給水上ノ癘」(この点、後述)として映っていた⁵⁰⁾。他方で、鳳東參禮地區の地主・農民の立場からすれば、兩組合が近代土木技術によって築造した大規模貯水池や近代技術を以って在來水利施設を改修した取水堰・用水路は、従來の水利用秩序を変容させずにはおかないものであった。伊藤農場は、「請願」のなかで、その結果として在來水利施設の受益者が蒙った不利益を、地主の視点から述べている。

ところで、伊藤農場は、1926年5月に伊藤長兵衛が朝鮮總督齋藤實宛てに「土地改良事業補助申請書」⁵¹⁾を提出している。龍進面新池里および鳳東面九万里の所有地を對象とする事業面積28町歩強の土地改良および開墾事業の申請であった。事業面積のうち18.6町歩に關しては、「美畚」でありながらも、高山川の氾濫にともなう、そのうち約7町歩で耕地や灌漑用水路に土砂が流入するという被害が生じている。取水口保護工事や水制工・防水堤防の工事を行って高山川の氾濫を防止するのが事業の柱の一つであった。それに加えて、水路工事を實施して、田・垌・林野・雜種地を畚に変換する開墾事業(約9.5町歩)も實施する計畫を立てている。この事業は1927年にかけて工事が行われ、28年に竣功している。ただし、31年に水害復旧工事が行われ、さらに32年にも堤防の追加工事が行われている⁵²⁾。水害防止が技術的に困難な地域での土地改良事業であったことが窺える⁵³⁾。

他方、この土地改良事業に對しては、次のような状況も生じていた⁵⁴⁾。

鳳東面新城里는今般未曾有의水害를 당케 됨은元來高山川이同里上流인馬近川과新城川으로分流하든바數年前에当地伊藤農場에서上流에잇는草生地百斗落假量을開墾하기爲하야馬近川上流에堤防을新設케 됨으로兩河水가一處로合流함으로同里村頭에直衝되야傳來累百余年間何等危險이업든新城堤가崩壞하야家屋流出田畚의埋沒流出等激甚한被害를보게된것이라는바…一般罹災民들은前記伊藤農場에對하야呼怨이藉々하다고한다

が応急修理をした、しかし、その後再び増水によって決壊してしまったので、伊藤農場はじめ地主たちが同月24日に鳳東公立普通學校に會合して協議をもった、と報じられている(『毎日申報』1930年7月29日付)。7月6日の「大出水」が、鳳東參禮地區を流れる益沃水利組合水路の決壊に因るものであったことが推察される。

49) この4部落の移轉は、当該部落住民の強い要請によって實現したものであり、当時の新聞記事にも取り上げられている。拙稿「植民地朝鮮における河川改修事業をめぐる「公共性」—全羅北道・万頃江を事例として」、『日本植民地研究』第27号、2015年、を参照(以下、拙稿2)。

50) 伊藤農場は、「請願」のなかで、「非常識ナル鳳東地區ノ既得權ノ否定 或ハ針小棒大ナル開墾ノ吹聴 或ハ一局部ノ地勢的深水ヲ用水亂用ト説明スルモノ等アリテ觀察ヲ誤ラシメ…」と指摘して、益沃・臨益水利組合側の「觀察」の誤りを指摘している。

51) 伊藤農場伊藤長兵衛「全羅北道全州郡龍進面新池里/鳳東面九万里土地改良事業補助申請書」(全州歴史博物館所藏)を参照。

52) 前掲「農場一覽」22~23頁を参照。

53) 万頃江中下流域が、總督府直轄による大規模河川改修工事の對象となったのに對して、上流部(高山川)はそうではなかった。結果として、高山川における水害予防工事は断片的なものとなり、水害防止効果が限定的な水準にとどまった(前掲拙稿2を参照)。

54) 『毎日申報』1930年7月30日付

引用新聞記事の日付から推察して、前掲1930年7月6日の「希有ノ大出水」とこの水害は、同一の洪水によって引き起こされたものであると考えられる。益沃水利組合という近代的な制度と技術および巨額の資金が結びつくことによって実施された事業の結果、その受益地以外の地域においては水害被害のリスクが増大した。その文脈においては、伊藤農場は、被害者であった。ただし、その水害リスクに対応するために、伊藤農場は、益沃水利組合事業に比べれば小規模ではあったものの、近代技術にもとづいた治水および土地改良事業を自らの資金によって実施した。その結果として、自己所有地の近隣農民に水害被害をもたらした。その点では加害者でもあった。

3. 益沃水利組合への編入をめぐる対立

1) 合意形成をめぐる争点

鳳東參禮地區もふくめて万頃江右岸の4水利組合を統合するという計画は、朝鮮全域を襲った1939年の大旱魃を契機に具体化していった。同年の旱魃を受けて1939年6月に開催された益沃・臨益水利組合合同評議員会の席上で、以後の旱魃対策として、当時、「全北農工併進」政策の一環として計画されていた錦江水力発電所ダムの余水を水源として高山川に取り入れる旨の請願を行うことが決定されている⁵⁵⁾。水電ダム建設に先立って、鳳東參禮地區は、1940年7月に益沃水利組合に編入され、その後、41年4月に4水利組合が合併して全北水利組合が成立した⁵⁶⁾。伊藤農場の眼には、39年旱魃から40年の益沃水利組合への編入の過程が、次のように映っていた。まず、39年の旱魃に対する益沃・臨益水利組合の対応に対しては、「請願」において次のような批判を行っている。

(前略)用水期ニハ貯水量ノ如何ヲ問ハス放水ヲナシ上流ヨリ順次灌漑スヘキカ本則ナルニモ不拘 遂ニ放水セサリシハ不法ニシテ 斯カル支配權ヲ認ムルコトナレハ貯水池設置当時鳳東地區ニ左様ナル諒解ヲ求ムヘキモノニシテ 斯カルコトナカリシハ眞ノ組合法適用ノ精神ニアラスト信ス

殊ニ二十年來ノ協力地帯ニ對シテスノ如キ言辭ヲ以テ放水セサル組合側ノ共存共榮精神何處ニアラン 又時局下食糧確保ノ責任重ク農民ハ旱魃ト戦ヒ採算ヲ度外視シテ物資生産ニ当リ居リシ時モ他人ニアラサル協力鳳東地區ニ對シテサエ用水ヲ渡ササル組合ノ減私奉公何處ニアラン

すなわち、旱魃時に貯水を放流しても上流の鳳東參禮地區だけに用水が占有されてしまうことを恐れて放流しなかった水利組合側の判断⁵⁷⁾に対して、鳳東參禮地區の既得権を否定するもの

55) 全北農地改良組合『全北農組七〇年史』1978年、330~331頁。

56) 全北水利組合の成立にもかかわらず、錦江水電ダムは建設されなかった。

57) 1939年には、益沃水利組合分水員が放水開始を延期して降雨を俟つことを主張したのに對して、益沃水利組合池上理事は「多年ノ苦キ經驗上參禮以東ノ無償給水關係ニ於テ徒ニ途中ノ減損量ヲ増大スル」ことを一つの理由として早期放水を主張している。後者の意見により、6月3日に放水がなされている(以上、「昭和十四年旱魃記録」前掲「参考書」所収)。この記録によると、1939年旱魃に際して益沃水利組合は、鳳東參禮地區での用水量減耗を最小限にとどめるために早期の放水を決断している。「遂ニ放水セサリシ…」という伊藤農場の指摘は、放水が田植え期ぎりぎりま

であり、「不法」として批判している。大雅・庚川貯水池や水利組合導水路の築造が、鳳東參禮地区の水利用に関する既得権を奪ってきたという伊藤農場の認識を先に紹介した。39年早魃に対する水利組合側の対応は、そうした伊藤農場の認識をさらに強めるものであったといえる。ところで、益沃水利組合への編入のための法的な手続きとして、編入対象地域土地所有者の過半数、土地所有面積の3分の2以上の合意が必要となる⁵⁸⁾。後述のように、鳳東參禮地区に関しては、結果的にその条件は達成されて、益沃水利組合に編入されることとなった。この合意形成の過程に関して、伊藤農場は次のように述べている。

抑々斯カル鳳東地区ノ合同ヲナサントスルニハ初ヨリ堂々ト其ノ趣旨ノ案内状ヲ發シ關係地主ヲ招集シ地主ノ意ノアル所ヲ充分ニ聞キ当局ノ意ノアル所ヲ充分ニ教ヘ眞ニ官民一体ノ實ヲ發揮スヘキモノト思料ス

然ルヲ態々早魃対策ノ案内状ヲ以テ地主ヲ招集シ 突發的ニ本件合同ノ件ヲ提案シ 鳳東地区生來ノ水利既得権ニ關スル問題ニハ余リニモ簡單ニ取扱ヒ 考慮スル時間サヘ与ヘス 會場ノ出口ニテ同意書ヲ取り出席セサリシ残りノ大半地主ニハ各個ニ面職員等ヲ派シ 中ニハ若シ調印セサレハ放水セス放水セサレハ調印済ノ地主或ハ耕作人等ニ甚タ迷惑ナラサルヤト云フ狀況ヲ与ヘ同意書ヲ取り纏ムル等ノ方法ヲ用ヒラレ充分円満詳細ナル協議ヲナス機會タニ与ヘラレサリシハ頗ル遺憾ナリ…

伊藤農場のこの指摘に対応する議論が、水利組合側の資料にも残されている。すなわち、1940年6月の臨益・益沃兩水利組合の「合同評議員懇談會」の席上で益沃水利組合池上理事が、「昨日(全羅北道：引用者)知事内務部長土地改良課長が來所セラレマシテ創設以來組合給水上ノ癘トナツテ居リマス上流部參禮鳳東地区ノ爲ニ此ノシメリ(濕り：引用者)ノ機會ニ即刻放水セヨトノ御命令ガアリマシタノデアリマスガ區域編入ノ調印ノ爲ニ放水スルコトハ組合ノ立場ニ於テ穩当デナイ爲色々考慮シタノデアリマスガ結局万頃右岸ノ用水統制上ノ必要ト食糧國策上ノ大乘の見地カラ此ノ降雨ヲ機會ニ放水スルコト最モ時宜ノ措置デアリ又有効デアル」という判断を示している⁵⁹⁾。1940年には前年から引き続く貯水量不足により2年續きの早魃が懸念された。地方行政の側がこの機を奇貨として、益沃・臨益水利組合評議員に對しては早期の放水を説得し、鳳東參禮地区「關係地主」に對しては放水を、いわば「エサ」にして益沃水利組合編入に對する同意書取りまとめに動いたのである。伊藤農場の立場からすれば、これは鳳東參禮地区が享受すべき既得権の無視であり、また、短期的な利益の提示による合意の誘導(ないしは強要)であった⁶⁰⁾。

この「合同評議員懇談會」の翌7月に開催された益沃水利組合評議會において、中村全羅北道土地改良課長は、

で延期されたことを指摘している推察される。

58) 「朝鮮水利組合令」(1917年制定・27年改訂)第3條・第5條による。

59) 以上、「益沃/臨益水利組合合同評議員懇談會會議録」(1940年6月26日)(益沃水利組合「昭和十二年會議録」所收)、より引用。

60) 早期放水という行政当局の判断に對しては、下流域水利組合評議員の懸念も強かった。臨益水利組合評議員・板井信藏は、「先方(鳳東參禮地区—引用者)テ火事泥式ト云ハレルガ從來ヨリノ状態カラ殊ニ昨年來大早魃ハ結果カラ見テモ何程組合ノ爲メ恩惠ヲ蒙リツ、アルカ此ノ点ニ付特ニ道御当局カラモ猛省自覺ヲ促シテ戴キタイト思ヒマス」と發言している(前掲「益沃/臨益水利組合合同評議員懇談會會議録」を参照)。

道ト致シマシテハ錦江水發ノ完成致シマシテカラデモ好クハナイカト思ツタノデアリマシタ
 が夫レガ完成後デハ余水モ潤澤ニナリマスルシ水路水位置ノ關係デ給水ガ充分ニ出來ルコト、
 ナリマスノデ現在ヨリ以上編入困難ナコト(ト:引用者)思ヒ此ノ早魃ノ好時期ヲ捉ヘマシテ同意書
 ヲ取纏メ促進セシメルコトニシタノデ御座イマス。(中略)尙地區編入ニ關スル關係地區協議會ノ
 時ノ大体ノ條件ヲ申上マスト

1. 錦江水電用水ヲ利用スルニ至リタル場合ハ益沃水利組合ニ於テ概ネ負担スベキ水電負担金
 (反当)ノ半額程度ヲ本地區反当組合費トシテ負担スルコト
2. 錦江水電ノ爲メ負担スベキ賦課金ガ完納シタル場合ハ前記ニ依リ負担セル編入地區組合費
 ヲ更ニ相当減額スルコト
3. 鳳東地區内用排水路ノ測量設計ハ益沃水利組合ニ於テ實施セラレタキコト(本組合ノ測量設
 計ニテ施行セラレ度ク最モ(尤モ?:引用者)工事施行ノ有無ハ其ノ時ノ情勢ニヨリ決定スル由
 ナリ)
4. 從來ノ水ニ關スル既得權ヲ尊重スルコト
5. 鳳東地區ヨリ相当數ノ評議員ヲ出スコト

と述べている⁶¹⁾。この説明から、放水を「エサ」にしつつ同意書取り纏めのために行政側が、實
 際に關係地主に對して積極的に働きかけを行ったことが窺える。先に引用した伊藤農場「陳情」の
 「早魃對策ノ案内狀ヲ以テ地主ヲ招集シ 突發的ニ本件合同ノ件ヲ提案シ…」という指摘は、中村
 課長發言にある「關係地區協議會」の伊藤農場から見た實態であった。「大半地主ニハ各個ニ面職
 員等ヲ派シ」という記述のように、行政側は、「關係地主協議會」にとどまらず、「地主」に對して
 個別の交渉を行ったようである。これらの交渉過程においては、個別の「地主」が、伊藤農場の
 認識のように、「放水セサレハ調印濟ノ地主或ハ耕作人等ニ甚タ迷惑ナラサルヤ」という心理的
 狀況に追い込まれて同意に至る事例があったことは容易に想像される。

結果としては、鳳東參禮地區645万坪(2,129町步)の土地所有者の53%(所有面積68%)が編入に
 合意をするに至っている(後述)。そして、交渉の過程では、鳳東參禮地區の「地主」は、上記中
 村課長の報告にあるように、錦江水電負担金半額、既得權の尊重あるいは相当數の評議員選出
 といった取引條件を益沃水利組合から引き出している⁶²⁾。

これに加えて、伊藤農場は、益沃水利組合への編入という方針に對して、「既得權」者の立場から
 「請願」において下記のような批判と提案を行っている。

61) 「益沃水利組合第68回評議會々議録」(1940年7月25日)(益沃水利組合「昭和十二年會議録」所收)より
 引用。

62) 「既得權の尊重」に關しては、中村課長の發言に先立って議長(三井榮長組合長)が、「此ノ機會地區ニ
 編入シテ置ケバ強制權ノ發動ニ依リ充分統制ガ爲シ得ルト思ヒマス」と發言している。益沃水利組
 合側には「既得權」を尊重するよりも、下流地域への給水確保を優先する思惑のほうが強固であつた
 と思われる。また、「相当數の評議員」に關しては、評議會會議録で確認した限りでは、鳳東參禮
 地區編入後、益沃水利組合で新たな評議員が選出されることはなかつた。全北水利組合成立時
 に、28名(法人を含む)の評議員が選出されているが、そのうち、鳳東參禮地區居住者は、二葉社
 と尹建重の2名であつた(「評議員名簿」(全北水利組合「昭和十六年評議員及補充員名簿」所收)を參
 照)。前者は4水利組合合併直前の段階で臨盆水利組合の評議員に就いており(前掲「益沃/臨盆水利
 組合合同評議員懇談會會議録」參照)、同地區選出の評議員は、實質1名だけにとどまっている。
 全北水利組合の評議員は、旧4組合の面積に應じてほぼ配分され、益沃水利組合には18名(評議員1
 人当たり面積は683町步)が配当されている(前掲『全北農組七〇年史』371頁參照)。鳳東參禮地區
 2,000町步に對しては3名が配分されるはずが、實際は、それを明らかに下回っていたことにな
 る。

而シテ更ニ益沃組合ノ仕打チニ大ナル奇怪ヲ見ルハ若シ鳳東地區ニ益沃水税ヲ賦課スルナレハ何故其前ニ全益水利組合地區ニ賦課セサルヤトスルコトナリ 前記ノ如ク古來殆ト水ニ不自由ナク且ツ益沃ノ水ヲ造ルニ側面的協力ヲナシ居レル鳳東地區ニ益沃水税ヲ要シ 其協力水又ハ益沃導水路ヨリ直行スル益沃ノ水ヲ其儘受取ル全益地區ニ益沃水税ヲ要セサル理由ヲ知りタキモノナリ 天性鳳東地區ハ廣大ナル高山川上流ノ集水ヲ第一先順位ニ受ケル所ニシテ全益ハ第二位的ノ地又ハ全然集水面積ヲ有セサル地トモ言ヒ得ヘキ所ナリ

すなわち、伊藤農場の認識によれば、鳳東參禮地區に敷設された益沃(臨益)水利組合水路には、同地域を水源とする用排水と大雅・夷川貯水池からの放流水(その一部については、同地區が先取権を有している)とが流れ込んでおり、全益水利組合はそれらを水源として利用している。益沃水利組合が、鳳東參禮同地域を組合區域に編入したうえで水税⁶³⁾を賦課しようとするのであれば、全益水利組合に対しても同様に水税を賦課すべきである、というのがその主張であった⁶⁴⁾。これに関連して、伊藤農場は「請願」において次のようにものべている。

<表 3> 鳳東參禮地區30町歩以上所有者名簿(単位：町歩)

姓名	住所	所有面積	同意/不同意	水利組合地区内所有面積		
				全益	臨益	益沃
伊藤長兵衛	滋賀縣	218.0	不同意			
*東山農事	東京市	180.5	同意	77.9		
**右近權左衛門	大阪市	125.8	同意			199.5
朝鮮信託	京城府	96.5	同意	94.8	39.0	378.1
白寅基	鳳東面	69.0	同意	22.1	17.6	88.5
柳永昌	參禮面	67.7	同意			
細川護立	東京市	53.3	同意	520.1		53.3
*二葉社	新潟市	47.8	同意	105.3	387.4	47.8
*不二興業	京城府	35.5	同意	1.6	768.4	1,121.6
山田義郎	徳島縣	34.4	同意			
朴奎善	全州府	30.8	同意			
*東洋拓殖	東京市	30.2	同意	17.3	133.4	610.8

資料：前掲「土地所有者別集計表」、全北水利組合「自昭和十六年評議員及補充員名簿」より作成。

注：*印は、全北水利組合成立時の評議員、**(右近商事)は1945年4月に評議員就任(他の4者は留任)。

然ルニ反對ニ何故鳳東地區ニ水税ヲ取り全益地區ニ此ヲ取ラサルカ如キ事カ行ハルルヤ 其ノ原因ハ想像シ難キモ其支配力ヲナスコトアルヘキ全益地區ノ大地主ノ大部分カ益沃地區ノ大地主ニシテ 又鳳東地區ノ大地主ノ大部分ガ全益地區ノ大地主ニシテ 鳳東地區ニノミ所有スル一ノ大地主並ニ大多數ノ中小地主トハ大ナル採算的差異アルコトカー種ノ疑惑ヲ起サシムルコトヲ遺憾スルモノナリ

表3に示したように、鳳東參禮地區に30町歩以上所有する地主12名のうち、編入に同意しなかったのは最大面積所有者の伊藤農場のみであった。同意した11名のうち、柳永昌・山田善郎・朴奎善の3名以外は、いずれも全益・臨益・益沃水利組合のいずれかに大面積の土地を所有して

63) 当時、水利組合費はしばしば「水税」と呼ばれた。

64) 伊藤農場は「請願」のなかで、錦江水電工事負担金の配分比率を「鳳東一、全益二、益沃四ノ比率程度願ヒタイ」とも主張している。

いた⁶⁵⁾。全北水利組合で評議員を務めたものも5名いる。伊藤農場の指摘の通りに、鳳東參禮地区にのみ集中して土地集積をした伊藤農場とこれらの大地主とは、錦江水電工事負担金賦課をめぐる利害関係が異なっていたといえることができる。さらにいえば、いくつかの水利組合にまたがって土地を所有しつつ評議會などで發言の場所を確保した日本人(法人)及び一部朝鮮人地主同士の合意形成を通じて、用水配分や費用負担をめぐる對立を越えて、水利組合の大規模な統合が進展した、といえることができる。

2) 益沃水利組合編入に對する賛否の狀況

表4は、鳳東參禮地区土地所有者の益沃水利組合編入に對する同意狀況である。全体の同意率(所有者數・所有面積)に關する數値はすでに紹介した。この地区での10町歩以上土地所有者は35名(總所有者の2.6%)であり、その所有面積は總面積の62%に及んでいる。その階層での同意者は27名(77%)、所有面積の78%であった。合意者の所有面積比率は、總所有者の場合よりも10ポイント高い數値となっている⁶⁶⁾。日本人の場合、最大所有者である伊藤農場の存在が大きいため、總所有者の場合と10町歩以上層の場合との同意面積比率には大きな差がない。會社・団体の場合は、總所有者においてすでに同意率が高いため、10町以上層との差が小さい。この兩者と比べて、朝鮮人の場合は、10町以上層の同意面積比率は總所有者の場合よりも17ポイント以上上回っているのが特徴的である。

<表 4> 鳳東參禮地区における民族別同意者・同意面積(單位：町歩)

		日本人	会社・団体	朝鮮人	合計
總所有者	所有面積：a	541.1	433.9	1,153.6	2,128.6
	所有者	49	21	1,288	1,358
うち同意者	所有面積：b	266.9	414.9	767.8	1,449.6
	人數	19	15	686	720
10町歩以上所有者	所有面積：c	483.0	386.6	444.7	1,314.2
	人數	7	5	23	35
うち同意者	所有面積：d	254.7	386.6	373.1	1,026.8
	人數	5	5	17	27
	b/a	49.3%	95.6%	66.6%	68.1%
	d/c	52.7%	100.0%	83.9%	78.1%
	c/a	89.3%	89.1%	38.5	61.7%

資料：前掲「土地所有者別集計表」より作成。

表5には、鳳東參禮兩面の面長(經驗者)および面評議員(1935年選出)の区域内所有面積と編入に對する同意・不同意を示した。土地所有者名簿上で姓名が確認できた面長(經驗者)5名のうち4名が同意をしている。同じく名簿上で姓名が確認できた面評議員20名(朝鮮人16名)のうち同意者は17名(朝鮮人14名)であった⁶⁷⁾。益沃水利組合編入方針に對する伊藤農場の厳しい批判にもか

65) 沃溝西部水利組合は、相對的に小規模で獨立した水源(貯水池)を有していたので、ここでは分析對象から除外した。

66) 先に、30町歩以上所有者の同意狀況を示した(表3)。12名中11名(92%)が同意(面積比で88%)しており、10町以上層よりもさらに同意者(面積)比率が高いことが確認できる。

67) 不同意の面評議員3名のうちのひとり、小林宗十郎(伊藤農場主任)である。

かわらず、鳳東參禮地區において比較的大きな面積の土地を所有していたり、面長・面評議員などの地方の要職に就いていたりした朝鮮人の間では、編入に對して同意した者の比率が高い傾向にあったことが確認できる⁶⁸⁾。

こうした傾向の理由として、3点を挙げることができよう。第1には、行政の主導によって益沃水利組合編編入への同意調達がなされた際に、朝鮮人土地所有者のなかでの主要なターゲットとして、土地所有者の2分の1以上で土地所有面積の3分の2以上という編入のための法的要件を勘案して、土地所有面積が相對的に大きな階層に重点が置かれたと推察される。行政側には、こうした階層の社會的影響力にも期待するところがあったと思われる。さらに、こうした階層の朝鮮人は、伊藤農場が言うところの「放水セサレハ調印濟ノ地主或ハ耕作人等ニ甚タ迷惑ナラサルヤ」という地域社會における役割意識を強く持っていたとも考えられる。

<表 5> 鳳東面・參禮面の面長経験者・面評議員の編入同意状況(單位：町歩)

鳳東面				參禮面			
姓名	住所	所有面積	同意/不同意	姓名	住所	所有面積	同意/不同意
面評議員(1935年当選者)							
洪箕一	場基里	0.07	同意	岡野善一	參禮里	1.16	同意
李鍾萬	成德里	4.14	同意	崔應鎬	石田里	12.61	同意
尹建重	參禮面參禮里	17.05	同意	柳士浩	石田里	9.94	不同意
黃熙喆	場基里	1.78	同意	趙仁燮			
李昌雨	成德里	2.90	同意	崔錫天	後亭里	5.20	同意
尹成七	栗所里	9.89	不同意	權日用	參禮里	4.62	同意
金恩成	洛平里	0.57	同意	李承玉	參禮里	12.28	同意
金品植	洛平里	0.41	同意	黃斗賢	參禮里	5.47	同意
蘇鎮益				柳性玉	旧瓦里	6.52	同意
安雲瑞	栗所里	1.12	同意	小林宗十郎	參禮里	4.29	不同意
森景之	場基里	1.59	同意	森本重利	後亭里	2.70	同意
李鎮茂				石村情八			
面長(就任年次：1900年代下2桁)							
李敦承19				朴寅會19			
李元求21	新城里	2.52	同意	李明集20	鳳東面成德里	0.06	同意
金共珍33	場基里	10.18	不同意	權日用25	參禮里	4.62	同意
李鍾韶36				安龍珍31			
姜永瑒38	場基里	0.76	同意				

資料：前掲「土地所有者別集計表」、「毎日申報」1935年5月25日付、한국역사정보통합시스템より作成。

注：空欄は、「土地所有面積簿」に該当姓名が見いだせなかった者。

第2には、鳳東・參禮面の朝鮮人地主・農民にとって水害や旱魃は依然として解決すべき課題であり、益沃水利組合への編入を、その問題を解決するための契機として捉えていたと考えることができる。伊藤農場自身も、「陳情」における評価とは異なり、「農場一覽」においては、旱魃・洪水の被害を頻繁に指摘している(前掲表2年表参照)。当時の新聞報道によれば、1934年3月に、苗代引水期を前にして、鳳東・參禮兩面の「地主斗各沢關係人等八十余名」が集まって「現在^(*) 沢等元狀斗水門設置等」を協議するとともに、關係当局に陳情することを決議している⁶⁹⁾。在來

68) 參禮面評議員の尹建重(編入に同意)は、先述のように、その後、全北水利組合の評議員に選出されている。鳳東面においては、1930年に設立された鳳翔生薑組合(産業組合)の理事として活動してきた「地方有志」であった。鳳翔産業組合については、咸翰姬「土産物の商業化과정과 農民들의 歴史的 經驗—全北 鳳東邑의 生薑재배 農民의 경우—」(李基白先生古稀紀念韓國史學論叢刊行委員會『李基白先生古稀紀念韓國史學論叢[下]』一潮閣、1994年、所収)、1850~1856頁を参照。

69) 「毎日申報」1934年3月13日付記事による。なお、議長(發起人代表)は李元求であった。前掲表5に示

水利施設の維持管理に対する「公的」機關による財政的・技術的支援を必要としていたことが窺える。益沃水利組合への編入によって、自然災害のリスクや施設維持の費用を軽減させる契機となることを期待していたと推察される⁷⁰⁾。

ところで、益沃水利組合の原田彦四郎(大成殖産代表者)評議員は、評議會において「アノ地區(鳳東參禮地區-引用者)ハ今年ヨリ六拾錢ノ組合費ヲ負担セルカラトノ理由デ相當無理ナ取水ヲシタ」⁷¹⁾という認識を示している。先には、組合編入後には「強制權ノ發動ニ依リ充分統制ガ爲シ得ル」という益沃水利組合長の思惑を紹介した。他方では、この原田評議員の懸念のように、鳳東參禮地區の地主・農民にとっては、組合編入と工事負担金支拂いによって給水の権利を制度的に明確化させた上で、最上流部からの取水という物理的な有利性にもとづいてこれまで以上に安定的に取水を行うという戦術的な対応の可能性も存在していた。鳳東參禮地區の地主や有力者の多くが編入に必ずしも反対ではなかった第3の理由として、この点を挙げることでできよう。

おわりに

日露戦後に、群山を據点として万頃江右岸中下流域の低収量地を中心に土地集積を図った日本人大地主たちは、1900年代末から水利組合事業を推進して水稻生産量増大を目指した。自然流下水だけでは安定的な用水供給が困難であったことから、その後、大雅・夷川貯水池を築造した。これに對して、同じ日本人大地主でありながらも、伊藤農場は、在來水利施設が發達して水稻生産力が相對的に高かった鳳東參禮地區で土地集積を行った。河川水利用に關する「既得權」に固執して水利組合事業には参加せず、隣接水利組合への編入に對しても強く反對した。伊藤農場と水利組合の史料により、第一に、水利組合は、貯水池や導水路の築造に際して、鳳東參禮地區の「既得權」を尊重せざるをえず、そのために水利組合にとっては同地區は「創設以來組合給水上ノ癌」として映っていた、第二に、伊藤農場にとっては、水利組合が設けた近代土木技術にもとづく水利施設は、「既得權」としての従來の水利用秩序を徐々に変質させずにはおかないものであった、第三に、同地區の水利組合への編入は、水利組合にとっては「既得權」という「癌」を除去するための好機であり、伊藤農場にとっては「既得權」を喪失しかねない危機的状況であった。兩者の立場が激しく對立せざるをえなかった所以である。

鳳東參禮地區の朝鮮人地主・農民は、「既得權」としての在來水利用秩序の維持という点では伊藤農場と同じ利害に立っていたといえる。ただし、伊藤農場が水利組合に對抗して單獨で治水・灌漑事業を実施するだけの土地集積と資金蓄積を果たしていたのに對して、そうした單獨での対応が困難な—しかも、伊藤農場單獨事業の被害者でもあった—朝鮮人地主・農民は、万頃江流域全体での体系的な治水・水利事業を望んでもいた。水利組合編入問題に關して、兩者の利害は、必

したように、李元求は、鳳東面元面長であり、編入に賛成している。

70) この点では、先に土地改良投資の事例を紹介したように、災害対策や施設維持管理を自力で行える財政力があつた伊藤農場とは、利害關係を異にしていたと考えられる。なお、伊藤農場農監8名中、鳳東・參禮面を担当する5名のうち前掲「土地所有者別集計表」で姓名が確認できる者が4名おり、そのうち3名は編入に同意をしている(残り1名は「同意無効」と記されており、同意/不同意の判断が困難)。農監たちも、伊藤農場の認識や判断とは別に、自分自身や地域農民の利害状況を考慮しつつ意思決定をしたと考えられる。農監名簿は、前掲「農場一覽」59~61頁を参照。

71) 前掲「益沃水利組合第68回評議會々議録」より引用。

ずしも一枚岩ではなかったといえる。

近代土木技術による大型水利施設の築造事業にともなって、在來水利用秩序の改編という課題が不可避的に浮上する。この論文で取り上げた事例においては、この課題をめぐる利害対立に関しては少数の日本人大地主主導の下で「合意形成」が図られている。ただし、鳳東參禮地区の水利組合への編入問題においては、最大土地所有者である伊藤農場が反対の立場に立ったために、朝鮮人地主・農民からの合意調達が重要な課題となった。地方行政機関が主導してその課題に取り組んだ。ここで留意すべきことは、朝鮮人地主・農民が問われたのは、あくまで編入への賛否という一点のみであった。選択肢は、あらかじめ水利組合と地方行政機関によって与えられていたのである。土地を所有しない耕作農民は賛否の意を示す場所さえ与えられていなかったことは言うまでもない。

先にも述べたように、近代的な水利施設の新設にともなって水利用秩序の改編は必至となる。この課題は近代において普遍的なものであるといえる。当該地域の利害関係者が、「既得権」との調整を図りながら、対立と妥協を繰り返しつつ、かつ、さまざまに工夫をこらしつつ合意形成に至る過程こそが重要となる。この地域の場合、植民地下において、朝鮮人地主・農民がこの過程から排除されたまま、1941年の時点で大規模水利組合の成立に至ったのである。

논문투고일 : 2015. 5. 19 심사완료일 : 2015. 7. 15 게재확정일 : 2015. 8. 8
--

참고문헌

*新聞

毎日申報

*(旧)全北農地改良組合所藏資料

益沃水利組合「昭和五年評議會諮問案」

益沃水利組合「自昭和六年至昭和八年會議錄」

益沃水利組合「自昭和九年至〃十一年會議錄」

益沃水利組合「昭和十二年會議錄」

益沃水利組合「昭和十五年度區域辺區(新編入ノ部)土地所有者別集計表」

池上理事「昭和十六年四月參考書」

全北水利組合「自昭和十六年評議員及補充員名簿」

*全州歴史博物館所藏資料

伊藤農場「昭和8年1月農場一覽」

伊藤長兵衛「鳳東地區益沃水利組合合同ニ關スル陳情ノ件(1941年3月20日)」

伊藤農場伊藤長兵衛「全羅北道全州郡龍進面新池里/鳳東面九万里土地改良事業補助申請書」

*その他資料

越智唯七『新旧對照朝鮮全道府郡面里洞名称一覽』中央市場(京城)、1917年

朝鮮總督府『昭和6年度土地改良事業要覽』1932年

水野直樹編『朝鮮總督諭告·訓示成集』1、綠陰書房、2001年

*著書·論文

(執筆者不明)「水利ニ關スル旧慣(承前)」、『朝鮮總督府月報』第3卷第6号、1913年

咸翰姬「土産物の 商業化과정과 農民들의 歴史的 經驗－全北 鳳東邑의 生薑재배 農民의 경우－」(李基白先生古稀紀念韓國史學論叢刊行委員會『李基白先生古稀紀念韓國史學論叢[下]』一潮閣、1994年、所收)

丸紅株式會社社史編纂室『丸紅前史』丸紅株式會社、1977年

松本武祝『植民地期朝鮮の水利組合事業』未來社、1991年

松本武祝「植民地朝鮮における農業用水開發と水利秩序の改編－万頃江流域を對象として」、『朝鮮史研究會論文集』第43集、2003年

松本武祝「植民地朝鮮における河川改修事業をめぐる「公共性」－全羅北道·万頃江を事例として」、『日本植民地研究』第27号、2015年

三浦直次郎「全州平野水利調査」、『韓國中央農會報』第2卷第1号、1907年

山下英爾『湖南宝庫裡里案内』惠美須屋書店、1915年

李光麟『李朝水利史研究』韓國研究図書館、1961年

李圭洙「日本人地主の土地集積過程と群山農事組合」、『一橋論叢』第116卷第2号、1996年

益沃水利組合編『益沃水利組合之事業』1923年

정승진·마츠모토 다케노리「영주에서 식민지 대지주로- 일본 귀족 호소가와(細川)가의 한국에서의 토지집적」、『역사비평』第73号、2005年

정연태『식민 권력과 한국 농업 일제 식민농정의 동역학』서울대학교출판문화원、2014年

崔宇中「일제강점기 전북지역 일본인 지주의 농장경영－이토(伊藤)농장 사례를 중심으로－」全北大學碩士論文、2009年

허수열『일제초기 조선의 농업 식민지근대화론의 농업개발론을 비판한다』한길사、2011年

【日文抄録】

植民地朝鮮における日本人大地主と河川水利用秩序の改編－參禮伊藤農
場の事例－

松本武祝

日露戦後、万頃江右岸の平野地帯では日本人による土地集積が進んだ。伊藤長兵衛(伊藤農場)もその中の一人であったが、他の日本人地主とは異なり、在来水利施設が発達して相対的に水稻生産力が高かった鳳東參禮地区で土地集積を行った。この地区よりも下流域においては、日本人大地主の主導によりいくつかの水利組合がつくられ、水稻生産力の伸長＝小作料収入の増大が目指された。しかし、鳳東參禮地区は、水利用に関する「既得権」に固執して水利組合への編入を拒み、河川水利用を巡って水利組合としばしば対立した。

1939年大旱魃と戦時工業化政策を契機として、1940年に、鳳東參禮地区は益沃水利組合に編入され、翌41年に他の水利組合と合併して全北水利組合が成立する。益沃水利組合編入に対して伊藤農場は反対の立場に立ち、南次郎朝鮮総督に対して陳情を行っている。この論文では、この陳情資料および伊藤農場経営資料さらに関連水利組合資料等を用いて、以下の3点を明らかにする。

1. 伊藤農場の成立過程および小作制農場経営としての特徴。
2. 水利組合による大規模貯水池・導水路の築造にともなう鳳東參禮地区における在来の河川水利用秩序変容の実態。
3. 鳳東參禮地区の益沃水利組合への編入に至る合意形成過程における争点および伊藤農場以外の同地区地主・農民の編入に対する意向。

【Key words】

日本人大地主 伊藤長兵衛 在来水利施設 水利組合 鳳東 參禮